

新潟県警察職員の健康管理に関する訓令

昭和56年2月16日

本部訓令第2号

[沿革] 昭和58年3月本部訓令第2号、平成5年3月第7号、6年3月第6号、11月第17号、10年4月第9号、12年3月第10号、13年2月第1号、15年3月第5号、16年2月第3号、9月第17号、10月第18号、17年3月第9号、6月第14号、19年3月第5号、20年3月第2号、22年3月第5号、23年3月第8号、29年8月第11号、31年3月第4号、令和6年3月第5号、7年3月第10号改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 健康管理体制（第4条—第12条）
- 第3章 健康診断（第13条—第17条）
- 第4章 健康管理指導区分（第18条・第19条）
- 第5章 健康の保持増進（第20条—第22条）
- 第6章 感染症に対する措置（第23条・第24条）
- 第7章 雑則（第25条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、職員の健康の管理及び安全の確保について必要な事項を定めるものとする。

（所属長及び職員の責務）

第2条 所属長は、所属職員の健康の保持・増進及び安全の確保に配慮するとともに、快適な職場環境の確立に努めなければならない。

2 職員は、この訓令に基づき実施する健康の保持・増進及び安全の確保に関する措置に協力するほか、常に最良の健康状態を維持するため、自己の健康管理に努めなければならない。

（秘密の保持）

第3条 職員の健康管理業務に従事する者又は従事した者は、その業務に関して知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

第2章 健康管理体制

（総括安全衛生管理者）

第4条 県本部に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を置き、警務部長をもつて充てる。

2 総括安全衛生管理者は、健康管理責任者及び安全衛生管理者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を総括管理するものとする。

（健康管理責任者）

第5条 県本部に健康管理責任者を置き、警務部厚生課長をもつて充てる。

2 健康管理責任者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務を行うものとする。

(安全衛生管理者)

第6条 県本部の課及び署（以下「所属」という。）に安全衛生管理者を置き所属長をもつて充てる。

2 安全衛生管理者は、所属の衛生管理者又は衛生推進者を指揮し次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 職員の健康診断に関すること。

(2) 職員の健康状態の把握及び指導管理に関すること。

(3) 職員の健康管理上必要な資料の整備及び保管に関すること。

(4) 救急資器材、医薬品等の整備及び保管に関すること。

(5) 職員の安全衛生のための施設等の整備に関すること。

(6) 安全衛生教養の実施に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全確保上必要な事項

(副安全衛生管理者)

第7条 所属に副安全衛生管理者を置き、次長の職にある者をもつて充てる。

2 副安全衛生管理者は、安全衛生管理者の命を受け、第6条第2項に掲げる業務を行うものとする。

(衛生管理者)

第8条 所属に、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第7条第1項第4号に定める区分により衛生管理者を置くものとする。

2 衛生管理者を置く県本部の所属は、総括安全衛生管理者が別に指定する。

3 衛生管理者は、当該所属の職員のうち法第12条第1項に規定する免許を受けた者又は資格を有する者の中から安全衛生管理者が選任する。

4 安全衛生管理者は、衛生管理者を選任又は解任したときは、新潟県人事委員会委員長に報告（健康管理責任者経由。以下同じ。）するとともに、衛生管理者（衛生推進者）選任・解任報告書（別記様式第1号）により総括安全衛生管理者に報告（健康管理責任者経由。以下同じ。）しなければならない。

5 衛生管理者は、安全衛生管理者の指揮を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、規則第11条第1項に規定する業務を行うものとする。

(衛生推進者)

第9条 衛生管理者を置かない所属に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、当該所属の職員のうちから安全衛生管理者が選任する。

3 前条第4項及び第5項の規定は、衛生推進者について準用する。ただし、前条第4項に規定する新潟県人事委員会委員長への報告は、不要とする。

(産業医)

第10条 所属に、法第13条に規定する産業医を置く。

2 産業医は、県本部にあつては健康管理責任者、運転免許センター、執行隊、警察学

校及び署にあつては安全衛生管理者が選任し、本部長が委嘱する。

3 健康管理責任者並びに運転免許センター、執行隊、警察学校及び署の安全衛生管理者は、産業医を選任又は解任したときは、新潟県人事委員会委員長に報告するとともに、産業医選任・解任報告書（別記様式第2号）により本部長に報告（健康管理責任者経由。以下同じ。）しなければならない。

4 産業医は、規則第14条第1項及び第15条に規定する業務を行うものとする。
（総括衛生委員会）

第11条 県本部に総括衛生委員会を置き、委員長及び委員をもつて構成する。

2 総括衛生委員会の委員長は総括安全衛生管理者とし、委員には次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 警務部総務課長
- (2) 警務部警務課長
- (3) 警務部会計課長
- (4) 警務部厚生課長
- (5) 生活安全部生活安全企画課長
- (6) 地域部地域課長
- (7) 刑事部刑事総務課長
- (8) 交通部交通企画課長
- (9) 警備部警備第一課長
- (10) 前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

3 総括衛生委員会は、本部長の諮問した事項及び法第18条第1項各号に掲げる事項について調査、審議を行うものとする。

4 総括衛生委員会の庶務は、警務部厚生課において処理する。
（衛生委員会）

第12条 運転免許センター、執行隊、警察学校及び署に衛生委員会を置き、委員長及び委員をもつて構成する。

2 衛生委員会の委員長は安全衛生管理者とし、委員には次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 運転免許センター及び執行隊においてはセンター長補佐、隊長補佐又は副参事(当該職にある者が配置されていない場合は、安全衛生管理者が指定する者)、警察学校においては事務長、署においては警務課長
- (2) 衛生管理者又は衛生推進者
- (3) 産業医
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長が指名した者

3 衛生委員会は、法第18条第1項各号に掲げる事項について調査、審議を行うものとする。

4 安全衛生管理者は、衛生委員会において調査、審議した事項のうち必要と認められる事項について総括安全衛生管理者に報告するものとする。

5 衛生委員会の庶務は、運転免許センター、執行隊及び警察学校においては安全衛生管理者が指定する係、署においては警務課において処理する。

第3章 健康診断

(健康診断の種類等)

第13条 健康診断の種類は、定期健康診断、雇入時健康診断、特殊健康診断、臨時健康診断等とし、その対象者、検査項目等の実施細目については、総括安全衛生管理者が別に定めるものとする。

(受診の義務)

第14条 職員は、次の各号に掲げる者を除き、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

- (1) 休職中の者
 - (2) 長期療養者（引続き30日を超える期間休務し、療養している者をいう。）
 - (3) 雇入時健康診断を受診して、3か月を経過していない者
 - (4) 産前産後休暇中又は育児休業中の者
 - (5) 当該健康診断と同一の検査項目について、年度内に他の健康診断又は医師の検診を受けて、健康診断結果証明書（別記様式第2号の2）又は健康診断結果証明書の内容を満たした受診結果の写しを総括安全衛生管理者に提出（安全衛生管理者経由。以下この号において同じ。）した者又は提出を予定している者
 - (6) やむを得ない事情がある者で事前に安全衛生管理者の承認を受けた者
- 2 安全衛生管理者は、勤務の都合その他やむを得ない事由により、指定期日に健康診断を受診できなかつた職員については、後日、速やかに受診させなければならない。
- 3 医療機関で治療中の者の定期健康診断については、事前に安全衛生管理者の承認を受けた者に限り、当該部位の検診を省略し、医師の診断書をもってこれに代えることができる。

(健康診断実施結果の報告)

第15条 産業医を選任している所属（県本部の所属を除く。）の安全衛生管理者は、定期健康診断及び特殊健康診断を実施したときは、新潟県人事委員会委員長に報告しなければならない。

(健康診断結果の通知等)

第16条 健康管理責任者は、健康診断結果を受理したときは、速やかに安全衛生管理者を経由して健康診断を受診した職員に通知しなければならない。ただし、健康診断実施機関から健康診断を受診した職員に直接通知があつたときは、この限りではない。

- 2 安全衛生管理者は、健康診断実施機関から直接健康診断結果を受理したときは、速やかに健康診断を受診した職員に通知しなければならない。
- 3 健康診断の結果を通知された職員は、健康診断の結果に基づき、健康の保持増進に努めなければならない。

(精密検査等)

第17条 健康診断の結果、要精密検査又は要治療の指示を受けた職員は、速やかに医療機関において必要な検査又は医療を受けなければならない。

- 2 安全衛生管理者は、前項の職員の受診勧奨に努めなければならない。

第4章 健康管理指導区分

(健康管理指導区分の指定)

第18条 安全衛生管理者は、健康診断の結果、健康に異常があると認められる職員について、健康管理基準（別表）に定めるところにより、健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）を指定しなければならない。この場合において、産業医又は医療を担当した医師の意見等を勘案するものとする。

2 職員は、健康診断による場合を除き、自己に指導区分の指定対象となる疾患のあることを知ったときは、医師の診断書を添えて安全衛生管理者に報告しなければならない。

3 安全衛生管理者は、前2項により指導区分を指定したときは、職員の健康管理上必要な措置を講じなければならない。

4 安全衛生管理者は、指導区分を指定したときは、当該職員に通知するとともに医師の診断書の写しを添えて、健康管理指導区分指定報告書（別記様式第3号）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（指導区分の変更）

第19条 指導区分の指定を受けた職員は、病状が回復又は悪化したことにより、指導区分の変更又は指定の解除を受けようとするときは、医師の診断書を添えて健康管理指導区分変更・指定解除願（別記様式第4号）を安全衛生管理者に提出しなければならない。

2 安全衛生管理者は、指導区分を変更又は指定を解除する必要があると認めるときは、指導区分の指定を変更又は解除し、前条第4項の規定に準じて通知及び報告を行うものとする。

第5章 健康の保持増進

（職場環境の維持管理）

第20条 安全衛生管理者は、快適な職場環境の形成を図るため、安全面において配慮するとともに、換気、採光、照明、保温、防音、騒音防止、受動喫煙防止その他清潔の保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（保健指導）

第21条 健康管理責任者は、職員の健康管理上必要と認めるときは、保健師等による健康相談及び保健指導を行うよう努めなければならない。

2 安全衛生管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、健康相談をはじめ、健康保持及び衛生のための教育を行うとともに、職員の健康に異常を認めたときは速やかに適切な措置を講じなければならない。

（メンタルヘルスに関する措置）

第22条 総括安全衛生管理者は、職員にストレスチェック（法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。）を受けさせるものとし、実施要領については別に定めるものとする。

2 安全衛生管理者は、所属における職員のメンタルヘルス保持のための措置を講ずるものとする。

第6章 感染症に対する措置

（感染症の予防）

第23条 安全衛生管理者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年法律第114号) 第6条に規定する感染症(以下「感染症」という。)の予防に努めなければならない。

(感染症発生の際の措置)

第24条 安全衛生管理者は、職員が感染症に感染し、又は感染のおそれがあるときは、速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第7章 雑則

(健康管理の記録)

第25条 安全衛生管理者は、職員の健康管理の適正を期するため、新潟県警察職員健康管理記録票(別記様式第5号。以下「管理票」という。)を備え付け、特殊健康診断の結果、指導区分その他所要事項を常に記録整理し、職員の健康管理に関する資料として、その活用に努めるものとする。

2 安全衛生管理者は、職員が他の所属へ配置換えになったときは、当該職員の管理票を転出先の所属の安全衛生管理者に送付するものとする。

3 安全衛生管理者は、職員が退職又は死亡したときは、当該職員の管理票を健康管理責任者に送付するものとする。

(健康管理状況表)

第26条 安全衛生管理者は、毎月末現在における職員の健康状況を健康管理状況表(別記様式第6号)により、翌月7日までに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(産業医の巡視及び衛生委員会の開催の記録)

第27条 警務部厚生課、運転免許センター、執行隊、警察学校及び署は、産業医が巡視したときは職場巡視記録票(別記様式第7号)を、衛生委員会を開催したときは衛生委員会開催記録票(別記様式第8号)を備え付け、健康管理対策の推進を図るものとする。

(死亡報告)

第28条 安全衛生管理者は、職員が死亡したときは、速やかに当該職員の氏名、死亡日時、傷病名等を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和56年3月1日から施行する。

(健康管理規程の廃止)

2 健康管理規程(昭和35年本部訓令第28号)は、廃止する。

附 則 (昭和58年3月8日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和58年3月11日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日本部訓令第7号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日本部訓令第10号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月1日本部訓令第1号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日本部訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月18日本部訓令第3号)

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月3日本部訓令第17号)

この訓令は、平成16年9月3日から施行する。

附 則 (平成16年10月8日本部訓令第18号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月6日本部訓令第14号)

この訓令は、平成17年6月25日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日本部訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日本部訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日本部訓令第8号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月3日本部訓令第11号)

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日本部訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月8日本部訓令第5号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月12日本部訓令第10号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別記様式第5号により使用されている管理票は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。